

議員提出議案第29-3号

精神障害者を心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とする
ことを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会
議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年3月24日

あきる野市議会議長 町田 匡志 殿

提出者 福祉文教委員会委員長 天野 正昭

提案理由

現在の東京都の心身障害者医療費助成制度（マル障）に精神障害者が対象
外とされていることは、国連障害者権利条約や障害者差別解消法に逆行しま
す。精神障害者の自立と社会参加を支援するためにも、精神障害者を障害者
医療費助成制度の対象とすることを求めるものです。

精神障害者を心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とする ことを求める意見書

日本は国連障害者権利条約を批准し、平成28年4月1日には障害者差別解消法を施行しました。

しかし、現在東京都の心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象者は、身体障害者手帳1級・2級の身体障害者、療育手帳（愛の手帳）1度・2度の知的障害者であり、精神障害者は対象外です。このため、多くの精神障害者が著しく立ち遅れた精神医療保健福祉制度と、非常に厳しい差別の残る社会環境の中、体調を維持していくことも困難な状況に置かれています。

このまま精神障害者を東京都の医療費助成制度の対象にせずにおくことは、障害を理由とする差別の解消を推進するという障害者差別解消法の精神に逆行し、精神障害者の自立と社会参加を妨げることにつながります。

あきる野市議会では、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸とし、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策の保障を願い、平成24年3月に「『こころの健康を守り推進する基本法（仮称）』の法制化を求める意見書」を国に提出しています。

よって、あきる野市議会は東京都に対し、障害の種別を問わず、精神障害者も心身障害者医療費助成制度の対象とすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

東京都あきる野市議会
議長 町田匡志

提出先

東京都知事